

## 国内募集型企画旅行条件書

■ お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

### 1. 本旅行条件書の意義

本条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

### 2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は株式会社(神奈川県横浜市港南区上大岡西 1-6-1、神奈川県知事登録旅行業 2-1176 号以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

### 3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記の申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときにその一部として繰り入れます。また、旅行契約は当社が予約の承諾をし、申込金を受理したときに成立するものといたします。
- (2) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表者を定めて申し込んだときは、その方を「契約責任者」として旅行契約のお申込み・締結・解除等に関する一切の代理権を有するものとみなし、そのグループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行うことがあります。この場合、契約責任者は当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又、将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。また、当社は契約責任者がグループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (3) 当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に申込金の支払いをしていただきます。(受付は、当社の営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は翌営業日の受付となります)この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社へのお申込みはなかったものとして取り扱います。
- (4) 旅行契約は、郵便及びファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、また電話によるお申込みの場合は、本項(3)により申込金を当社が受理したときに成立いたします。
- (5) 申込金

旅行代金	お申込金(おひとり)
旅行代金が 15 万円以上	旅行代金の 20%以上旅行代金まで
旅行代金が 10 万円以上 15 万円未満	30,000 円以上旅行代金まで
旅行代金が 6 万円以上 10 万円未満	20,000 円以上旅行代金まで
旅行代金が 3 万円以上 6 万円未満	12,000 円以上旅行代金まで
旅行代金が 3 万円未満	6,000 円以上旅行代金まで

- (6) お申込み段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得てお客様をキャンセル待ちのお客様として登録し、予約可能となるよう手配努力することがあります。この場合でも当社はお預かり金を申し受けます。ただし、「当社から予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ち登録の解除のお申し出があった場合」又は「結果として予約ができなかった場合」は、当社は当該お預かり金を全額払い戻します。
- (7) 本項(6)の場合で、キャンセル待ちコースの契約の成立は、当社が、予約可能となった旨の通知を行い、お預かり金を申込金として充当した時に成立するものとします。
- (8) ①募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とするお客様は契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。  
②前①の申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

### 4. お申込み条件

- (1) 20 歳未満の方は保護者の同意書が必要です。15 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。旅行の安全かつ円滑な実施のためにコースによりご参加をお断りさせていただくか、同伴者の同行などを条件とさせていただく場合があります。また、ご参加の場合に、コースの一部についての内容を変更させていただきます場合があります。
- (2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4) お客様が、当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をお持ちの方、車椅子の手配などで特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、この場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただきますか、コースの一部について内容を変更させていただきますか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りしていただく場合があります。
- (7) 当社は、本項(1)(2)(6)の場合で、当社よりお客様に参加可否等の通知が必要な場合は、(1)(2)はお申込みの日から、(6)はお申し出の日から、原則として 1 週間以内にご連絡いたします。
- (8) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- (9) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (10) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (11) その他当社の業務上の都合があるときには、ご参加をお断りする場合があります。

### 5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡します。(原則として旅行開始日の 7 日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします)ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

### 6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって 14 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

### 7. 旅行代金の適用

- (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満 12 歳以上の方はおとな代金、満 6 歳以上(航空機利用コースは満 3 歳以上)12 歳未満の方はこども代金となります。
- (2) 旅行代金は、各コースに表示してあります。出発日とご利用人数でご確認ください。

### 8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈がないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、消費税等諸税・サービス料金及び特に明示したその他の費用等。
- (2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。上記諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しいたしません。

### 9. 旅行代金に含まれないもの

第 8 項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。

- ① 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)
- ② クリーニング代、電報電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- ③ ご希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金
- ④ お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(見学料・食事代・写真代・交通費等)
- ⑤ ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費
- ⑥ 傷害・疾病に関する医療費等

### 10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運航計画によらない運送サービスの提

供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

11. 旅行代金の額の変更

当社は旅行締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取送料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます)が増加又は減少したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

12. お客様の交替[交替手数料]

- (1) お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但しこの場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、下記の手数料とともに当社に提出していただきます。

[交替手数料(別途、消費税がかかります)]

宿泊を含む旅行	旅行開始日の前日から起算して20日目～出発前まで	3,000円
日帰り旅行	10日目～出発前まで	1,000円

- (2) 本項(1)の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、交替をお断りする場合があります。

13. お客様による旅行契約の解除

- (1) お客様は第15項に定める取送料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。ファクシミリ・電子メール等によるものも含まれます。なお営業時間外のご連絡の場合は、お取送料は翌営業日のお取送料を申し受けします。
- (2) お客様は下記に該当する場合は取送料なしで旅行契約を解除することができます。
  - ① 契約内容の重要な変更が行われたとき
  - ② 第11項に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき
  - ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき
  - ④ 当社がお客様に対して、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき
  - ⑤ 当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき

14. 当社による旅行契約の解除及び催行中止

- (1) お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、第15項に規定する取送料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 次の各項に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
  - ① お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
  - ② お客様が第4項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき
  - ③ お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
  - ④ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき
  - ⑤ お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担をもとめたとき
  - ⑥ お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日前にあたる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
  - ⑦ スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき
  - ⑧ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき
- (3) 当社は本項(1)により旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また、本項(2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

15. 取送料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取送料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。
- (2) 当社の責任とならない各種ローンの取り扱い上の事由に基づきお取り消しになる場合も、所定の取送料をお支払いいただきます。

①「下記②・③以外の」旅行

取消日		取送料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	(1) 21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあっては11日目)	無料
	(2) 20日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあっては10日目)(3~6を除く)	旅行代金の20%
	(3) 7日目にあたる日以降の解除(4~6を除く)	旅行代金の30%
	(4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	(5) 当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
	(6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%
貸切船舶を利用する募集型企画旅行		当該船舶に係る取送料の規定によります
備考 (一)取送料の金額は、契約書面に明示します。		
(二)本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規定第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。		

②「宿泊プラン」など宿泊サービスのみを内容とする場合

取消日		取送料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	(1) 6日目にあたる日以前の解除	無料
	(2) 5日目にあたる日以降の解除(3~5を除く)	取消人員14名以下の場合：無料 取消人員15名以上の場合：旅行代金の20%
	(3) 3日目にあたる日以降の解除(4~5を除く)	旅行代金の20%
	(4) 当日の解除	旅行代金の50%
	(5) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

③ 旅程中に船舶を利用し、パンフレットにクルーズ約款を適用する旨の明示がある旅行・・・パンフレットに明示する取送料に拠ります。

16. 旅行開始後の解除

- (1) お客様の解除
  - ① お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
  - ② お客様の責に帰さない事由により契約書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取送料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。但しその事由が当社の責に帰さない場合は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係り、取送料、違約料等、その他の既に支払い、又はこれから支払われなければならない費用を差し引いてお客様に払戻しいたします。
- (2) 当社の解除・払い戻し
  - ① 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
    - ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき
    - イ. お客様が第4項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき
    - ウ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき
    - エ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能となったとき

- ② 本項「(2)の①のア・エ」により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- ③ 当社が本項「(2)の①」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- ④ 前③の場合において、当社は旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料、その他既に支払い又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いてお客様に払い戻します。

#### 17. 旅行代金の払い戻しの時期

- (1) 当社は、「第 11 項の(2)(3)(4)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第 13 項及び第 14 項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- (2) 本項(1)の規定は、第 20 項(当社の責任)又は第 21 項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

#### 18. 旅程管理

- (1) 当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
  - ① お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な処置を講じます。
  - ② 前①の処置を講じたにも関わらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。

#### 19. 添乗員等

- (1) 添乗員同行表示コースには、添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を安全かつ円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は、旅行を安全かつ円滑に実施するため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までとします。
- (2) 現地添乗員同行コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- (3) 現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務を行います。
- (4) 個人型プランは添乗員等の同行はいたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
- (5) 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

#### 20. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下手配代行者といいます)の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が次に例示するような当社又は当社の手配代行者が管理できない事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
  - ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ② 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ③ 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
  - ④ 自由行動中の事故
  - ⑤ 食中毒
  - ⑥ 盗難
  - ⑦ 運送・宿泊機関等の事故、火災または第三者の故意又は過失により被られた損害
  - ⑧ 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して 14 日以内に当社に対して申し出があった場合に限り賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は一人あたり最高 15 万円(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)までといたします。

#### 21. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

#### 22. 特別補償

- (1) 当社は第 20 項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款「特別補償規定」により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物に被られた一定の損害につきましては旅行者 1 名につき死亡補償金として 1,500 万円、入院見舞金として 2 万円~20 万円、通院見舞金として 1 万円~5 万円、携帯品にかかる損害保証金(15 万円を限度、ただし、一個又は一対についての補償限度は 10 万円)を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、CD-ROM、光ディスク等記録媒体に書かれた原稿(記録媒体自体は補償対象)、その他同規程第 18 条第 2 項に定める品目については補償しません。  
※事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用・賠償責任、救護者費用等は一切適用されません。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、リュージュ、ボブスレー、ハングライダー搭乗、ジャイロプレーン搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機)、山岳登山(ピッケル等登山用具を使用するもの)ゴーカート、スノーモービル等の他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときはこの限りではありません。
- (3) 当社が本項(1)に基づく補償金支払義務と第 20 項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。
- (4) パンフレットおよび最終旅行日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日(これを当社では「無手配日」といいます)は、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とみなしません。

#### 23. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①②③で規定する変更を除きます)は、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第 20 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
  - ① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)
    - ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
    - イ. 戦乱
    - ウ. 暴動
    - エ. 官公署の命令
    - オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
    - カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
    - キ. 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置
  - ② 第 13 項から第 16 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
  - ③ 募集パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合には、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に 15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金	
	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降に お客様に通知した場合
①パンフレットに記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレットに記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③パンフレットに記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が募集パンフレットに記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです)	1.0%	2.0%
④パンフレットに記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレットに記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレットに記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑦パンフレットに記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0%	2.0%
⑧上記の①～⑦に掲げる変更のうちパンフレットのツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：最終旅行日程表が交付された場合は、「パンフレット」とあるのを「最終旅行日程表」と読み替えた上で、この表を適用します。  
注2：①については「旅行開始日」「旅行終了日」それぞれ1件として算出します。  
注3：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。  
注4：③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。  
注5：④の運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。  
注6：④・⑥・⑦に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。  
注7：⑦については、変更の対象ごとに好条件の客室への変更の時は、補償対象外とします。

#### 24. 通信会社による旅行条件

当社が発行するカード又は当社が提携するクレジット会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」といいます)を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

(受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行者により異なります)

- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (2) 申込みの際、「会員番号(クレジット番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社がその通知を発した時に成立し、当社がe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (4) 当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ、パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第15項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- (5) 契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
- (6) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払ができない場合、当社は通信契約を解除し、第15項の取消料と同額の違約料を申し受けま。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払をいただいた場合にはこの限りではありません。

#### 25. 個人情報の取扱

- (1) 当社では、旅行お申込みの受け付けに際し、お客様から所定の申込書にて、お申込みいただいた旅行のサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要となる個人情報をお客様よりすべてご提供いただきます。ご提供いただきましたお客様の個人情報(氏名・住所・電話番号・生年月日・年齢・性別・メールアドレス・パスポート番号など)について、お客様とのご連絡に利用させていただくほか、お申込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配およびそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で、運送・宿泊機関、保険会社などに対し、電子的方法などにより提供いたします。このほか、当社では①会社および会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典・サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用していただく場合があります。また、旅行手配、統計処理などのために、業務を委託する場合があります。
- (2) 当社が保有するお客様の個人情報のうち、氏名・住所・電話番号・メールアドレス・旅行内容などのお客様へのご連絡にあたり、必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で共同して利用させていただきます。またその管理は当社が責任を持って行います。当社グループ企業は、それぞれの企業案内、商品および催し物内容などのご案内や、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用していただく場合がございます。なお、当社グループ企業の名称、プライバシーポリシーについては、本社ホームページ(<https://www.tsukui.net/>)をご参照ください。
- (3) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名・搭乗日及び搭乗される航空便名などに係る個人情報を、あらかじめ電子的方法などで送付することにより提供いたします。なお、お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。
- (4) 旅行のお申込みの際にご提出いただいた個人情報について、個人情報の開示などをご希望される場合は、当社のプライバシーポリシーをご確認のうえ、ご連絡ください。(個人情報に関するお問い合わせ・相談窓口 <株式会社ツクイ> TEL: 045-842-4115)

#### 26. 保護措置

当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき理由によるものでないときは当該措置に要した費用はお客様の負担とし、当該費用を当社が指定する日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

#### 27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

#### 28. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じた時には、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

#### 29. 約款準拠

本旅行条件書に記載のない事項は、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部の定めるところによります。

旅行企画・実施	株式会社ツクイ 〒233-0002 神奈川県横浜市港南区上大岡西 1-1-6 電話: 045-842-4183 営業時間: 9:00~17:00 ホームページ: <a href="https://www.tsukui.net/">https://www.tsukui.net/</a> 神奈川県知事登録旅行業第 2-1176 号 日本旅行業協会正会員
---------	--

(2020年10月1日)